コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当社は、社会の基盤づくりを担う責任ある企業として、すべてのステークホルダーに配慮した経営を行うとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、継続的なコーポレート・ガバナンスの強化に努めることを基本方針としています。当社は、この基本方針のもと、経営の監督と執行の分離や社外取締役の招へいによる経営監督機能の強化に取り組むなど、経営システムの革新に努め、経営の健全性・透明性の向上および多様性と調和を重視した「日本的グローバル経営」の構築に取り組んでいます。

近年の主なコーポレート・ガバナンス改革

2005

- ・取締役の任期を2年から1年に短縮
- 執行役員制を導入
- 社外取締役を1名から2名に、 社外監査役を2名から3名に増員
- ・取締役数を28名から17名に削減

2006

- 役員退職慰労金制度および賞与を廃止し、 月額報酬と、業績連動型報酬制に移行
- 社外取締役を除く取締役に対し株式報酬型 ストックオプションを導入

2007

・ 社外取締役を2名から3名に増員

2011

• 事業本部・事業所のマトリックス体制から 事業本部制に一本化

201

9事業本部を集約・再編し、4事業ドメインの 新組織に移行(~2014年4月完全移行)

2014

- チーフオフィサー制を導入 ▶ P.49
- ・代表取締役数を12名から6名に削減
- ・取締役数を17名から12名に削減

2015

- ・監査等委員会設置会社に移行。 P.49 これに伴い、取締役数は監査等委員5名を含む14名に(移行前の監査役を含む取締役会 構成員は17名)。社外取締役は監査等委員 3名を含めた5名に
- 株式報酬型ストックオプションを廃止し、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)および執行役員を対象とした新たな株式報酬制度を導入(監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみ)
- 「三菱重工コーポレート・ガバナンス・ガイド ライン」を制定

2016

- ・役員指名・報酬諮問会議を設置 P.50
- 取締役数を14名から11名に削減 (社外取締役は5名を維持)
- 取締役会の実効性評価を実施

2017

• 事業ドメインを3つに再編

2016~

取締役総数:11名

社外取締役:5名

社外取締役比率:45.5%



■取締役総数 ■監査役総数 ■社外取締役数 ■社外監査役数 -社外役員比率(右軸)

社外取締役

当社は、社内の視点に偏らない客観的な立場から当社経 営に有益な意見や率直な指摘をいただくことが、当社経営 意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待し、 企業経営、財政金融、コーポレート・ガバナンス等、さまざ まなバックグラウンドを持った5名の社外取締役(うち、監 査等委員3名)を選任しています。各社外取締役は、当社が 定める「社外取締役の独立性基準」※を満たしていることか ら、全員が当社経営陣からの独立性を有していると判断し、 (株)東京証券取引所その他の国内金融商品取引所に独立 役員として届け出ています。これらの社外取締役はいずれ も当社経営陣から独立した立場で、経営の監督あるいは監 査を行っており、取締役会においてコンプライアンスやリ スク管理等を含む内部統制システムの整備・運用状況お よび内部監査結果の報告を受け、適宜意見を述べています。 また、社外取締役が過半数を占める監査等委員会は、内部 監査部門および会計監査人と連携を取って監査を行って おり、加えて、監査等委員でない社外取締役は、監査の状 況等について監査等委員会から情報共有を受けています。

※「三菱重エコーポレート・ガバナンス・ガイドライン」に掲載しています。

社外取締役の主な活動状況

篠原 尚之

2016年度取締役会出席回数 14回/14回

小林 健

2016年度取締役会出席回数 9回/10回

社外取締役(監査等委員)の主な活動状況

畔柳 信雄

2016年度取締役会出席回数	13回/14回
2016年度監査等委員会出席回数	16回/17回

クリスティーナ・アメージャン

 2016年度取締役会出席回数
 13回/14回

 2016年度監査等委員会出席回数
 15回/17回

伊東 信一郎

2016年度取締役会出席回数	13回/14回
2016年度監査等委員会出席回数	15回/17回

取締役会の実効性評価

当社はコーポレートガバナンス・コードの施行を契機として、取締役会全体が実効的にその役割を果たしているかを検証することにより、取締役会の実効性のいっそうの向上を図るとともに、ステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすことを目的として、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を年に1度実施しています。2016年度の実施内容は以下の通りです。

分析・評価の主な観点

- 取締役会の構成
- 取締役会の運営
- 取締役会の監督機能
- 社外取締役のサポート体制

評価プロセス

- (1) 全取締役に対するアンケート調査による自己評価
- (2) 独立社外取締役の会合において意見交換を実施
- (3) 取締役会においてアンケート調査結果に基づき討議
- (4) これらを踏まえて、取締役会評価の結果を 取締役会において決議

評価結果

2016年度の取締役会全体としての実効性は確保されているものと評価

2015年度に認識した主要な課題への取り組み

- 監査等委員会設置会社としての取締役会のあるべき姿や その役割を踏まえた議題の選定等について継続的に検討
- 取締役会の議題年間スケジュール案に基づく議題の 分散化・集中回避、取締役会資料の事前送付
- 経営基礎データに社外取締役が常時アクセスできる 情報環境を整備・運用

2016年度に認識した主要な課題と今後の対応

- 取締役会の監督機能をより実効性あるものとするため、 環境変化の動向やそれに対する当社の取り組み等に関する トレーニングの機会の拡充
- 資料の事前提供や資料作成の工夫による、 取締役会における議論のさらなる充実
- 適切な議題の設定等による監査等委員会設置会社 としての取締役会の監督機能強化
- 社外取締役間のコミュニケーションを図る機会をさらに拡充